

令和8年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセス  
国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野）  
概要目次

【令和8年度当初予算の概要】

国際協力の推進（全体像）	57
1 SPSルール・メイキング戦略推進事業	58
2 植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用	68
3 OECDを通じた国際基準の策定等	69
4 FAOを通じた国際課題への対応	70
5 グローバルサウスにおける持続的な農業生産システム構築支援	71
6 グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の 両立に貢献する技術開発	72
窒素肥料の効率的利用による環境負荷低減に向けた国際研究プログラム	73
7 グローバルサウスにおける農業の気候変動対策等への支援	74
8 グローバルサウスにおける持続的な食料システムの構築に資する 農業農村開発の支援	75
9 グローバルサウスにおける農業人材育成等の推進	76
10 アセアンにおける食料安全保障への貢献	77
11 グローバルサウスにおける持続可能な森林経営及び木材利用の促進	78

## <対策のポイント>

我が国及び世界の食料安全保障の確保に向けて、開発途上国の農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上の両立を図るための技術協力や、国際機関と連携した食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定などを推進します。

## <政策目標>

開発途上国の農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上

## <事業の全体像>

### 1. 農業生産性向上の支援

#### <主な事業>

##### ① 西アフリカにおける持続的な食料生産支援

これまで国連世界食糧計画（WFP）との協力で培われたノウハウを活用し、民間企業と連携した小規模農家への技術支援を実施



現地農家への技術支援  
(写真提供: WFP)

##### ② 世界の食料安全保障に貢献する農業技術や品種の開発

国際機関や民間企業と連携し技術開発等を推進することで、国際的な食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献



ICT水管理システムの導入

##### ③ グローバルサウスにおける農業農村開発の推進

関係国・地域との連携を強化し、水に関する国際的な議論等をリードするとともに、気候変動等に対応した農業農村開発を推進

### 3. 食品の安全確保と安定供給

#### <主な事業>

##### ① 国際基準の策定・普及

国際機関に専門家を派遣してSPS（食品安全、動物衛生、植物防疫）関連の国際基準策定の主導や国際基準の普及啓発に係る活動等を支援



国際基準の普及に係るワークショップ（出典：FAO）

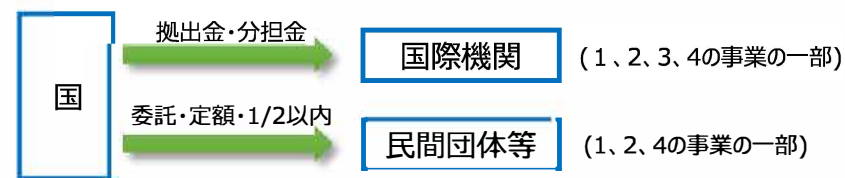
##### ② 越境性動物疾病等への対策

国境を越えてまん延するアフリカ豚熱や口蹄疫等の越境性動物疾病及び鳥インフルエンザや狂犬病等の人獣共通感染症等への対策として、各国間の協力体制の確立を支援



アフリカ豚熱専門家会合

#### <事業の流れ>



### 2. 気候変動などグローバルな課題への対応

#### <主な事業>

##### ① 我が国の優れた環境配慮型技術の普及・展開

国際機関と連携し、農業分野における温室効果ガス排出を抑えた栽培体系の実証や二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた投資促進等の取組を支援



合法伐採木材への識別番号の記入  
(出典：Comunidad Nativa Belgica, Inapari, CNF)

##### ② 持続可能な森林経営及び木材利用の促進

森林資源の循環利用と生物多様性の保全に関する政策環境の整備、持続可能な木材サプライチェーンの構築、民間事業者による森林保全・再生を支援



持続可能な漁業を目指す取組への支援  
(出典：SEAFCDEC)

##### ③ 水産物の安定供給・水産資源管理

IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策に向けた漁業管理能力向上の取組や、環境に配慮した養殖技術の展開、入漁先国など水産外交上重要な国に対する協力等を実施

### 4. 我が国の民間企業等との連携強化に着目した取組

#### <主な事業>

##### ① 民間企業の先端技術等を活用した農業団体等の機能強化

アフリカの農業団体等を対象に民間企業のノウハウや技術を活用した招聘研修等を実施。組織運営や営農スキルの向上等を支援



リーダーによる研修成果の発表

##### ② 国際機関と連携した民間企業と現地生産者の協働支援等

国際農業開発基金（IFAD）と連携し、日本の民間企業と現地生産者とのマッチングを図り、これら企業による持続可能なサプライチェーンの構築、作物の品質・生産性の向上等の取組を支援



現地農家への技術支援  
提供：UCCジャパン株式会社

# 1 国際協力の推進のうち

## SPSルール・メイキング戦略推進事業

※国際基準策定機関への拠出事業の該当箇所は赤枠箇所

令和8年度予算概算決定額 287百万円（前年度 282百万円）

### <対策のポイント>

- 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局(WOAH)、世界保健機関（WHO）への拠出を通じ、**SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）** 関連の国際基準策定及び国際的なSPS措置の調和を支援します。

### <事業目標>

①SPS関連国際基準の策定の主導、②SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、越境性動物疾病及び植物病害虫のまん延防止及び清浄化、人獣共通感染症・薬剤耐性対策等）に取り組み、①及び②を通じた農林水産物及び食品の安全性向上・安定供給及び輸出促進に貢献

### <事業の全体像>

	動物衛生	植物防疫	食品安全	
SPS協定における国際基準策定機関	WOAH 事務局はパリ	IPPC 事務局はFAO本部(ローマ)内	Codex 事務局はFAO本部(ローマ)内	
拠出先	WOAH拠出金事業	FAO拠出金事業	WHO拠出金事業	
本部	<b>WOAH (パリ)</b> <b>専門家派遣</b> 国際基準の策定・普及	2② <b>FAO 危機管理センター (ローマ)</b> <b>専門家派遣</b> 越境性動物疾病のまん延防止対策	3① <b>IPPC事務局 (ローマ)</b> <b>専門家派遣</b> 国際基準の普及	1① <b>Codex事務局 (ローマ)</b> <b>専門家派遣</b> 国際基準の策定 リスク評価 専門家会議開催
地域事務所等	<b>アジア太平洋地域事務所 (東京)</b> <b>専門家派遣</b> ・ アフリカ豚熱や口蹄疫等専門家会議 ・ ワンヘルス・アプローチが必要な課題（人獣共通感染症、薬剤耐性）や水際対策、農場バイオセキュリティに関するワークショップ及び実地研修開催	2① <b>農研機構 動物衛生研究部門* (つくば市・小平市)</b> 牛疫ワクチンの製造・保管 * WOAH/FAO認定の牛疫ウイルス保持施設	3② <b>アジア太平洋地域事務所 (バンコク)</b> <b>専門家派遣</b> 病害虫の侵入・まん延防止に関するワークショップの開催	1② <b>アジア太平洋地域事務所 (バンコク)</b> <b>専門家派遣</b> リスク分析能力向上に関するワークショップの開催

【お問い合わせ先】 消費・安全局 食品安全政策課 (03-5512-2291)

消費・安全局 動物衛生課 (03-3502-8295)  
 消費・安全局 植物防疫課 (03-3502-5978)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**FAO拠出金事業**

※国際基準策定機関への拠出事業の該当箇所は赤枠箇所

令和8年度予算概算決定額 136百万円 (前年度 135百万円)

<対策のポイント>

- 国際基準策定機関 (Codex、IPPC) の事務局に専門家を派遣し、食品安全及び植物検疫に関する国際基準の策定を主導し、普及を支援します。
- FAO (アジア太平洋地域事務所FAORAP、危機管理センター) に専門家を派遣し、アジア太平洋地域における食品安全及び植物防疫に係る能力向上、世界における越境性動物疾病の危機管理体制の構築や現場での防疫措置等を支援します。
- 牛疫ウイルスの適正管理を推進し、牛疫ワクチン供給体制を整備します。

<事業目標>

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援 (SPS関連国際基準の普及、各国における越境性動物疾病及び植物病害虫に対する防疫体制・能力の向上)

<事業の内容>

<事業イメージ>

**1. 食品安全 55百万円 (前年度 55百万円)**

- ① **Codex事務局に専門家を派遣し、事務局の機能・活動強化による国際基準の策定手続きの迅速化に貢献するとともに、関連国際会議に事務局として参加し、我が国の実情に沿った基準策定に貢献します。**
- ② **FAORAPに専門家を派遣し、リスク分析能力向上に関するワークショップ開催を通じて、アジア太平洋地域における食品安全に係る能力向上を支援します。**

食品安全



Codex事務局として会議に参加 (出典: FAO)



ワークショップの開催



eラーニングコースの開発 (出典: FAO)

➡ 食品安全に関する国際基準の策定・普及

**2. 動物衛生 31百万円 (前年度 31百万円)**

- ① 2011年に撲滅が宣言された牛疫の世界における清浄性維持のため牛疫ウイルスの廃棄・隔離を推進するとともに、再興に備えた牛疫ワクチンの供給体制を整備します。
- ② FAO危機管理センターに我が国から専門家を派遣し、現場に介入する形で、越境性動物疾病の発生に関する事前の危機管理体制の構築及び発生時の防疫措置に関する技術的支援を強化します。

動物衛生



牛疫に感染した牛 (出典: 農研機構動物衛生研究部門)

牛疫ウイルス  
廃棄・隔離の推進

牛疫ワクチン  
供給体制の整備



防疫対応支援 (出典: FAO)

危機管理体制の  
構築 (事前)

防疫措置に関する  
技術的支援  
(発生時)

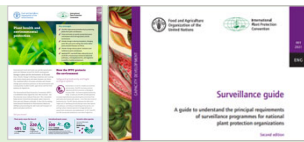
➡ 牛疫の清浄性維持  
再興への備え

➡ 越境性動物疾病に  
対する防疫体制向上

**3. 植物防疫 50百万円 (前年度 49百万円)**

- ① **IPPC事務局に専門家を派遣し、国際基準を適切に実施するための計画策定に貢献するとともに、計画に基づく国際基準実施ツールの作成等の取組を支援します。**
- ② **FAORAPに専門家を派遣し、重要病害虫の早期発見や防除等に関するワークショップ開催を通じて、アジア地域の植物防疫に係る能力向上を支援します。**

植物防疫



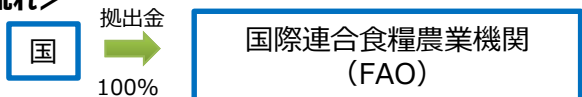
国際基準実施ツールの作成、普及 (出典: FAO)



病害虫防除等に関するワークショップ開催 (出典: FAO)

➡ 病害虫の侵入・まん延防止対策の強化

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

- (1の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)
- (2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)
- (3の事業) 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**WOAH拠出金事業**

※国際基準策定機関への拠出事業の該当箇所は赤枠箇所

令和8年度予算概算決定額 144百万円（前年度 142百万円）

<対策のポイント>

- 国際獣疫事務局（WOAH）本部に専門家を派遣し、動物疾病の防疫や畜産物等の貿易等に関する国際基準の策定を支援します。
- アジア太平洋地域における、ワンヘルス・アプローチに基づく野生動物由来感染症を含む人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等の取組を支援するとともに、越境性動物疾病等の発生情報の収集・分析、専門家ネットワークを活用した防疫対応の検討及び啓発活動を通じ、地域における国際基準等に沿った発生予防・まん延防止・清浄化の実施を支援します。

<事業目標>

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援（人獣共通感染症・AMR対策、越境性動物疾病のまん延防止及び清浄化、獣医組織能力の強化等）

<事業の内容>

**1. WOAH本部への専門家派遣 36百万円（前年度 33百万円）**

WOAH本部に我が国の専門家を派遣し、**我が国の実情に沿った国際基準の策定を主導するとともに、動物衛生等に関するコア情報を迅速かつ的確に入手し、我が国の疾病対策や各国との輸出入検疫協議において、適切な対応がとれる体制を構築します。**

**2. ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症及びAMR対策等**

**47百万円（前年度 50百万円）**

野生生物やヒトにおいても感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザをはじめとする**人獣共通感染症対策**として、動物衛生・公衆衛生・環境等の**関係部局間の連携強化**のためのワークショップを開催するとともに、**AMR対策**のため抗菌剤の慎重使用に関する研修や啓発を行います。また、WOAHから加盟国に**専門家調査団を派遣し、法体制整備や診断施設間の技術研修等を含む動物衛生システムの向上により、日本を含む各国の獣医組織能力を強化**します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

**3. 越境性動物疾病及び水生動物疾病のまん延防止及び清浄化対策**

**61百万円（前年度 59百万円）**

越境性動物疾病（アフリカ豚熱や口蹄疫等）の発生を監視し、疫学分析等を行うとともに、専門家会合や地域会合を開催し**越境性動物疾病や水生動物疾病等の防疫対策（特に水際対策や農場バイオセキュリティ）及び専門家ネットワークの強化**を行うことで、発生予防・まん延防止や清浄化に向けた取組を支援します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



我が国への疾病侵入リスクの低減  
 畜産物の安定生産・輸出促進  
 動物及びヒトの健康保護

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**WHO拠出金事業**

令和8年度予算概算決定額 7百万円（前年度 5百万円）

**<対策のポイント>**  
FAO及びWHOにより設置された国際的なリスク評価の専門家会議であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の開催費用を拠出することにより、リスク評価の迅速化を通じて、国際基準の策定を支援します。

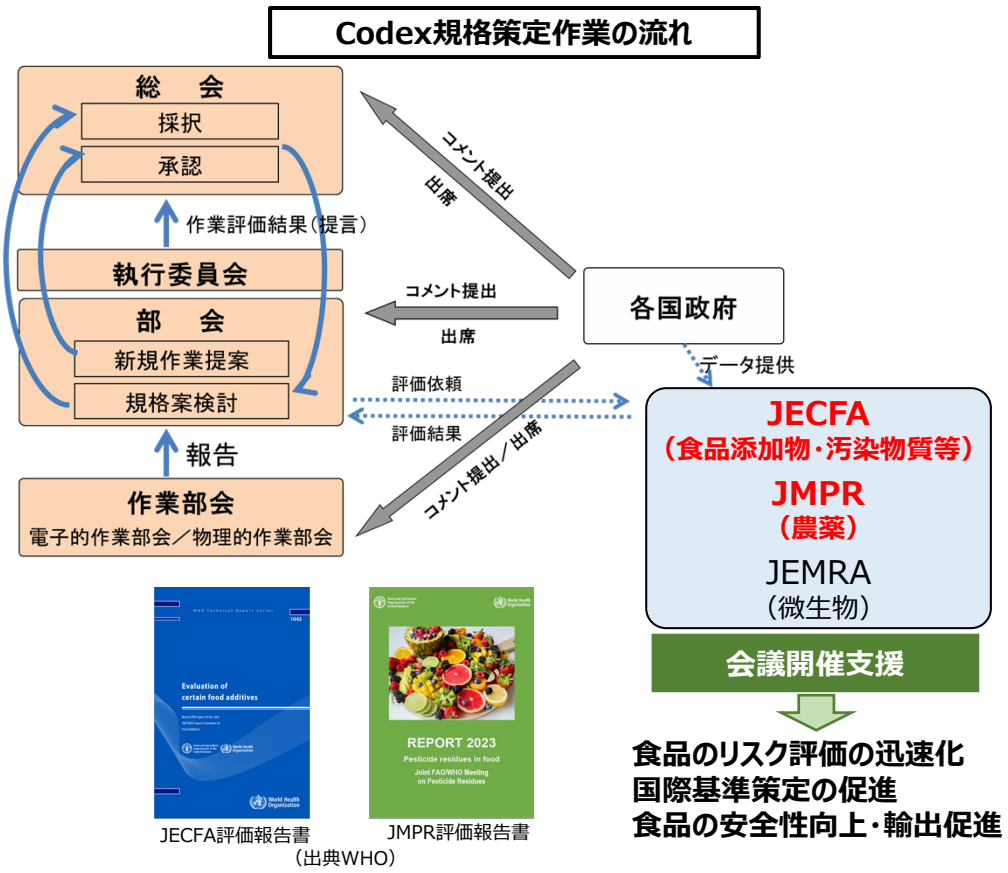
**<事業目標>**  
○ SPS関連国際基準の策定の支援

**<事業の内容>**

**1. リスク評価専門家会議開催支援 7百万円（前年度 5百万円）**  
我が国の食料生産・輸出に影響を及ぼす食品添加物、汚染物質、残留農薬について、FAOとWHOが合同で設置した国際的なリスク評価専門家会議であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の会議開催を支援することにより、リスク評価の迅速化を通じて、国際基準の策定に貢献します。

- <参考：FAO/WHOによる加盟国及びCodex委員会に対する科学的な助言機関>**
- ◆ JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)
    - ・専門家会合として1956年に活動を開始。
    - ・添加物、汚染物質、動物用医薬品などのリスク評価を実施。
  - ◆ JMPR (Joint FAO/WHO meeting on Pesticide Residues)
    - ・専門家会合として1963年に活動を開始
    - ・残留農薬のリスク評価、許容一日摂取量（ADI）の検討等を実施。

**<事業イメージ>**



**<事業の流れ>**



[お問い合わせ先] 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)

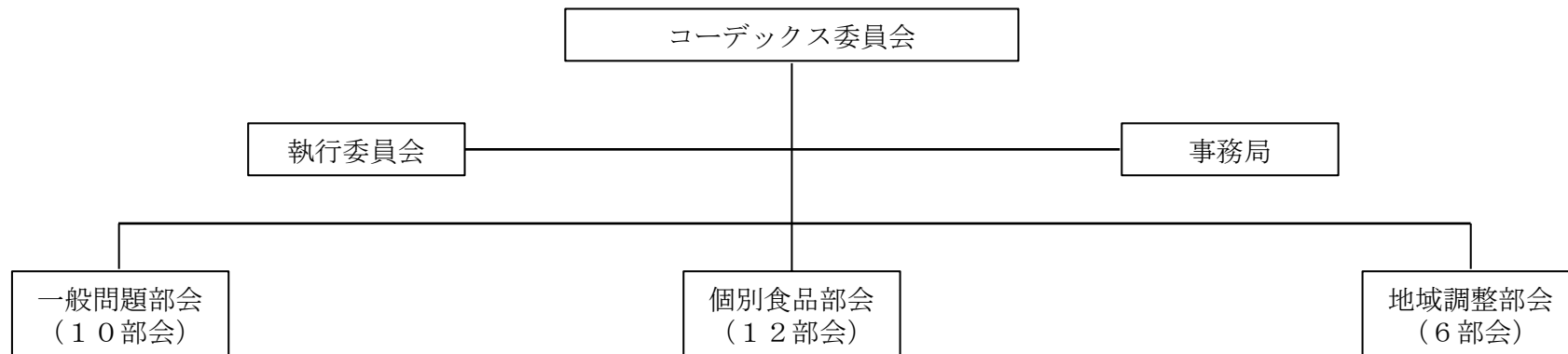
# コーデックス委員会とは

## Codex Alimentarius Commission (CAC)

- 国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設置された国際的な政府間機関。食品に関する国際基準を策定。
- 消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保。
  - ＝ 食品安全
  - ＝ 品質、表示
- 事務局:FAO本部 (ローマ)
- 参加国:188カ国+1加盟機関(EU) (2026年6月時点)
- コーデックス委員会への参加者
  - ー加盟国政府代表団(必要に応じ業界団体含む)
  - ーオブザーバー
    - ー国際政府間機関 (WTO、WOAHなど)
    - ー国際的非政府間組織(国際標準化機構(ISO)、国際酪農連盟、国際消費者機構など)
- 執行委員会を除き、会議は原則として公開
- **コンセンサス方式(参加国間での議論を通じ合意形成)**

# コーデックス委員会の組織

2026年6月時点



- 一般原則 (フランス)
- 食品添加物 (中国)
- 食品汚染物質 (オランダ)
- 食品衛生 (米国)
- 食品表示 (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (ハンガリー)
- 残留農薬 (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (ドイツ)

- 生鮮果実・野菜 (メキシコ)
- 油脂 (マレーシア)
- スパイス・料理用ハーブ (インド)
- 魚類・水産製品\* (ノルウェー)
- 穀物・豆類\* (米国)
- 乳・乳製品\* (ニュージーランド)
- 加工果実・野菜 (韓国)
- 糖類 (コロンビア)
- 食肉衛生 (ニュージーランド)
- 植物タンパク質 (カナダ)
- ナチュラルミネラルウォーター (スイス)
- ココア製品・チョコレート (スイス)

- アフリカ (ガンビア)
- アジア (日本)
- 欧州 (ドイツ)
- ラテンアメリカ・カリブ海 (ウルグアイ)
- 近東 (オマーン)
- 北米・南西太平洋 (クック諸島)

- 注) 1. ●印の部会は、休会中。  
 2. \*印の部会は、Working by Correspondence(対面での会合以外の方法での作業)。  
 3. ( )内の国は、ホスト国名。  
 4. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋)及び7地域代表(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋)で構成。  
 5. 日本は第48回総会(2025年11月)においてアジア地域調整国(アジア地域調整部会議長)に再任された。任期は第51回総会(2028年7月)までの予定。

# 国際獣疫事務局(WOAH)について (World Organisation for Animal Health、創設時の通称はOIE)

WOAHは牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動として、動物・畜産物貿易やアニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病防疫や薬剤耐性(AMR)対策などへの技術的支援、世界の疾病発生情報の収集・分析等を行っている。

世界貿易機関(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の設定機関として位置付けられている。

なお、2022年の総会にて、通称の略称として「WOAH」を使用することが決まったが、法的名称の略称は引き続き「OIE」である。

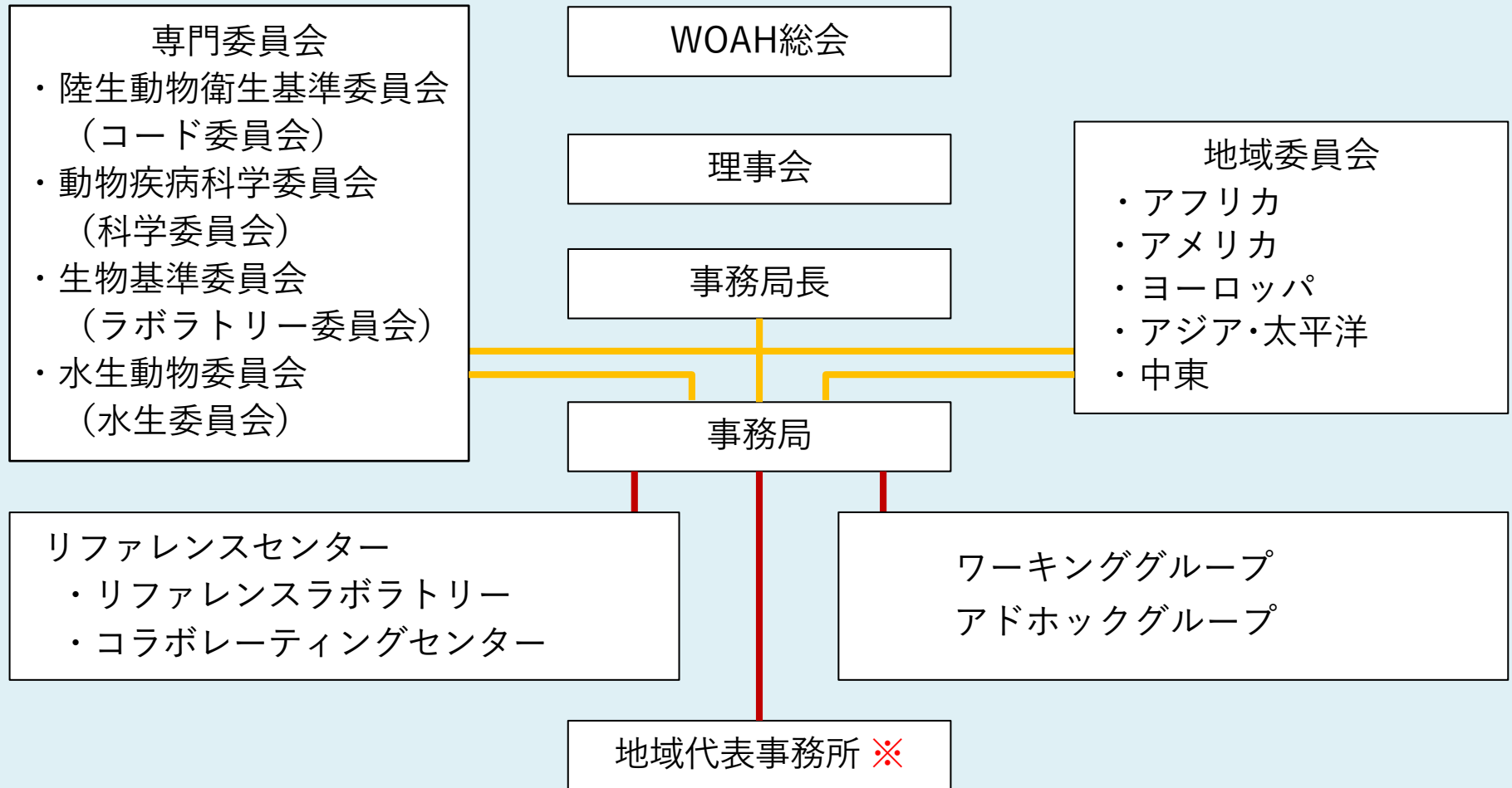
本部所在地	フランス・パリ
設立年月日	1924年(大正13年)1月25日
加盟国数	183か国・地域
事務局長	エマニュエル・スベラン氏

2026年5月現在



World Organisation  
for Animal Health  
Founded as OIE

# WOAH組織図



※ 世界に5つの地域代表事務所と8つの準地域代表事務所が置かれ、アジア・太平洋地域代表事務所は1992年に東京に設立。

# 国際植物防疫条約について (IPPC: International Plant Protection Convention)

## 1 概要

- 1952年4月に発効
- 2026年5月現在185の国と地域が加盟  
(我が国は原加盟国)
- 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM : International Standards for Phytosanitary Measures) の策定、条約及び国際基準の普及、技術協力の実施、病害虫に関する情報交換等を行っている。



## 2 所在地

- 事務局：FAO本部（ローマ）に設置
- 総会：IPPC総会（CPM：Commission on Phytosanitary Measures）は年に1回、FAO本部で開催され、ISPMの採択等が行われる。

## 3 活動目的

- 植物及び植物生産物に対する**有害動植物のまん延及び侵入を防止し、並びに有害動植物の防除のための適切な措置を促進するための共同のかつ有効な措置を確保**すること（条約第一条第1項）。

# IPPCの組織体制

2026年5月現在

## 植物検疫措置に関する委員会

(CPM: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPC総会 (年1回)
- IPPC加盟国(現在185カ国)の代表が出席
- **国際基準の採択等**を行う



### CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

## IPPC事務局 (FAO内)

IPPCの組織の活動支援



### フォーカスグループ

特定のトピック毎に設置

・海上コンテナ  
・研究連携 等

### 戦略

戦略計画部会 (SPG)

CPMに対し、**戦略的な助言**を行う。加盟国の任意参加。



### 基準策定

基準委員会(SC)

国際基準案の検討、**CPMに国際基準案を提案**

- 技術パネル (TP)

**各分野の国際基準案を作成**

TPPT: 植物検疫処理

TPDP: 診断プロトコル

TPG: 植物検疫用語

TPCS: 品目基準

- 専門家作業部会 (EWGs)

トピック毎に設置、**特定の国際基準案を作成**

### 基準実施

実施・能力開発委員会 (IC)

**国際基準の実施支援**、加盟国の能力向上等

### 地域

地域植物防疫機関 (RPPO)  
地域の調整

- APPPC: アジア
- CAHFSA: 中米
- CAN: アンデス
- COSAVE: 南米
- EPPO: 欧州
- IAPSC: 中央アフリカ
- NEPPO: 中東
- NAPPO: 北米
- OIRSA: 中南米
- PPPO: 大洋州

※ 当省職員がメンバー